

公益財団法人横浜市総合保健医療財団施設管理規則

制定 令和8年7月1日

公益財団法人横浜市総合保健医療財団（以下「財団」という。）の管理運営する施設に関する管理規則をここに制定する。

第1条（目的）

この規則は、財団の管理運営する施設（以下「管理運営施設」という。）の管理について必要な事項を定め、管理運営施設の保全及び秩序の維持並びにその円滑かつ適正な運営を図ることを目的とする。

第2条（用語の意義）

この規則において「管理運営施設」とは、横浜市総合保健医療センター、神奈川区生活支援センター及び磯子区生活支援センターの、建物（設備を含む）及びその敷地及び附属施設のうち財団の管理運営する部分をいう。

第3条（管理運営施設管理者）

- 1 管理運営施設の管理を行わせるため、管理運営施設管理者を置く。
- 2 管理運営施設管理者は、横浜市総合保健医療センターは横浜市総合保健医療センター長、神奈川区生活支援センターは神奈川区生活支援センター所長、磯子区生活支援センターは磯子区生活支援センター所長をもって充てる。

第4条（管理補助者）

管理運営施設管理者は、必要があると認めるときは、その管理する施設の一部について職員のうちから管理補助者及びその代理者を指定して、その職務を分掌させることができる。

第5条（警備）

管理運営施設の警備、来訪者の案内その他管理運営施設の管理に関する警備業務等については、必要に応じて外部に委託するものとする。委託により警備員が常駐する場合には、必要に応じて管理運営施設管理者の指示を受けて業務を行うものとする。

第6条（出入の管理）

- 1 管理運営施設管理者は、秩序の維持、災害の防止その他必要と認める場合、センターに出入しようとする者にその氏名及び出入の目的を明らかにさせることができる。
- 2 前項の規定による氏名等の明示を正当な理由なく拒否した者に対しては、管理運営施設管理者は、当該管理運営施設への立入りを拒むことができる。

第7条（掲示板の使用）

管理運営施設の掲示板に掲示物を掲示しようとする者は、管理運営施設管理者または管理補助

者の承認を受けなければならない。

掲示期間は、管理運営施設管理者または管理補助者が必要と認める期間とする。

第8条（施設の使用）

管理運営施設の会議室その他の施設を使用しようとする者は、管理運営施設管理者の承認を受けなければならない。

第9条（禁止行為）

管理運営施設において、以下の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 示威またはけん騒にわたる行為をすること。
- (2) 著しく粗野若しくは乱暴な行為又は嫌悪の念を抱かせるような行為をすること。
- (3) 管理運営施設を傷つけ、もしくは汚し、またはみだりに原状を変更すること。
- (4) 爆発または引火のおそれのある物件の付近で火気を取り扱うこと。
- (5) 通行の妨害となる行為をすること。
- (6) 危険のおそれのある行為をすること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 職員に面会を強要すること。
- (9) 前各号のほか、管理運営施設の保全若しくは秩序の維持に支障を来し、又は業務の円滑な執行を妨げる行為をすること。

第10条（行為の制限）

次に掲げる行為をしようとする者は、管理運営施設管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為またはその他営業行為をすること。但し、横浜市より目的外使用許可を受けている場合は除く。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両その他これに類するものを乗り入れ、又は止め置くこと。
- (3) ポスター、看板、旗、けんすい幕その他これらに類するものを掲示する等の方法により、公衆の目にふれる状態に置くこと。
- (4) テントその他の施設を設置すること。
- (5) 財団職員以外の者が主催して集会を開催し、または集団で庁舎に入ること。
- (6) 管理運営施設の一部を独占的に占有または利用すること。
- (7) 爆発物その他危険物を管理運営施設に搬入すること。
- (8) 撮影、録音その他これらに類する行為をすること。
- (9) 撮影、録音等により取得した情報を、当該行為の対象となった者の同意を得ることなく第三者に提供し、又はインターネット上の会員制交流サイト（SNS）その他不特定多数が閲覧可能な媒体に公開すること。
- (10) 前各号のほか、管理運営施設管理者が管理運営施設の管理上特に必要があると認めて

あらかじめ公示して制限する行為

第 11 条（鍵の管理）

各室の鍵は管理運営施設管理者が管理し、使用を希望する者はその承認を受けなければならない。使用を終えた者は、速やかに当該鍵を返還しなければならない。ただし、継続的な貸与を受けた者が退職、異動等により当該鍵を使用しなくなった場合も、速やかに返還しなければならない。

第 12 条（違反者に対する措置）

管理運営施設管理者は、本規則に違反する行為があった場合、当該行為の是正または中止を求めることができる。また、管理運営上著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合には、利用の制限、変更、又は中止を要請し、必要に応じて入場の制限や退去の勧告を行うことができる。

前項の規定にかかわらず、違反行為の内容が悪質と認められる場合には、管理運営施設管理者は、警察への通報その他必要な措置を講じるとともに、損害賠償の請求その他法的措置を検討することができる。

第 13 条（管理運営施設管理者の措置）

管理運営施設管理者は、次に掲げる事項を処理しなければならない。

- (1) 管理運営施設の清掃及び清潔に努めること。
- (2) 火器その他火災を生ずる危険のある設備の危険防止に努めること。
- (3) 適宜管理運営施設を巡察して火災、盗難その他災害予防に努め、必要な措置をとること。
- (4) 火災、盗難その他災害の発生に際しては、必要な官公署その他職員への通報または必要があると認める場合には、職員その他の者に対する指示、命令その他の措置をとること。

第 14 条（職員に対する指示）

管理運営施設管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、職員に対し必要な指示を行うことができる。

第 15 条（委任）

この規則に定めるもののほか、管理運営施設の管理について必要な事項は、管理運営施設管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。